

# 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト 箱根地域協議会 設置要綱

## (目的)

第1条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを富士箱根伊豆国立公園箱根地域において推進するための具体的なプログラム(以下「ステップアッププログラム 2030」という。)を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト箱根地域協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 富士箱根伊豆国立公園箱根地域における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項。
- (2) 「ステップアッププログラム 2030」の策定及び実施に関する事項。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項。

## (構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会は、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

## (運営)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、事務局において進行する。
- 3 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる
- 4 協議会及び作業部会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

## (議事等の公開)

第5条 協議会の議事については、議事要旨を公開するものとする。

- 2 協議会及びその配布資料については、原則として公開とするが、事務局の判断でその全部または一部を非公開とすることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

この要綱は、令和4年11月18日から施行する。

この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(別表1)

## 第3条第1項 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト箱根地域協議会 構成員

区分	所属
観光協会・NPO等	箱根DMO(一般財団法人 箱根町観光協会)
	箱根を守る会
	箱根ビジターセンター(自然公園財団箱根支部)
	箱根ボランティア解説員連絡会
	芦之湖漁業協同組合
事業者	株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド
	小田急箱根ホールディングス株式会社
	藤田観光株式会社
	伊豆箱根鉄道株式会社
	富士屋ホテル株式会社
	(一社)箱根芦ノ湖レイクレジャープロジェクト
	HAKONE UNITED
	株式会社ゴールドウイン
市町村	箱根町
県	神奈川県自然環境保全センター箱根出張所
	神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
	神奈川県県西地域県政総合センター
国	林野庁東京神奈川森林管理署
	環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所

(別表2)

## 第3条第2項 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト箱根地域協議会 オブザーバー

区分	所属
市町村	南足柄市 環境経済部商工観光課
	湯河原町 観光課
	三島市 産業文化部商工観光課
国	国土交通省 関東運輸局観光部観光地域振興課
	国土交通省 関東地方整備局企画部広域計画課